

## 宇都宮 MICE プロモーション動画制作業務仕様書

### 1 業務の趣旨及び目的

MICE（※）の誘致・開催にあたっては、地域固有の資源を利用しながら、国内外の MICE 主催者の多様なニーズに対応することが重要である。

本業務は、宇都宮での MICE 開催に係る情報をより効果的に発信するためのプロモーション動画を制作し、宇都宮の MICE 誘致の競争力及びブランド力向上を図るとともに、MICE 主催者における宇都宮での開催意欲を高めることを目的とする。

※MICE…企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）

### 2 業務委託の内容

宇都宮 MICE プロモーション動画に係るすべての業務（企画、構成、演出、撮影、編集、データ変換、成果品の納品等）。

#### （1）プロモーション動画

##### ①動画制作の狙い

国内外の MICE 主催者等に視聴してもらうことで、宇都宮を MICE の開催地に選定することへの動機付けとする。

##### ②メインターゲット

開催候補地を選定しようとする国内外の学会、協会・企業、あるいは、開催地選定に影響のある国内外の PCO（会議運営専門会社）。

##### ③内容

主に以下のテーマを紹介するものとし、取り上げる施設等は（一社）宇都宮観光コンベンション協会と協議の上、決定するものとする。

ア スーパースマートシティなど宇都宮の目指すまちづくり

イ 国内・海外からのアクセスの良さ

ウ 充実した開催支援・補助制度

エ 会議やレセプションを開催できる施設

オ 大谷などの市内や日光などの県内の代表的なエクスカージョン

カ 実際の MICE 開催風景・主催者インタビュー

キ 餃子・ジャズ・カクテル・プロスポーツ・イベント・ナイトタイムエコノミーなどの観光資源

ク ユニークベニユ어의活用

ケ 国内有数の産業都市（清原工業団地など）

※当協会から、下記のコンテンツは提供可能

本物の出会い栃木

- ・ [Winter]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木
- ・ [Winter/Digest]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木
- ・ [Autumn]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木
- ・ [Autumn /Digest]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木
- ・ [Summer]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木
- ・ [Summer /Digest]Tochigi Japan in 8K 日光・那須／栃木

#### ④動画の時間

3～5分程度の全体版

1～2分程度の概要版

1～2分程度のMICE開催中の大会で次回開催地（宇都宮）紹介版

30～1分程度のMICE開催後のナイトタイムエコノミー紹介版

デジタルサイネージ放映用動画（縦版・横版）

以上の5規格以上を制作すること。

#### ⑤ファイル形式

以下の要件をすべて満たすものとする。

ア パソコン、ディスプレイでの表示に適したもの

イ Blu-ray プレイヤー、DVD プレイヤー等で再生できるもの

ウ Web での配信に適したもの

#### ⑥映像

ア 解像度は4K（3840×2160）相当以上とすること

イ 音楽（BGM）、ナレーション、字幕等を適宜挿入すること

ウ 日本語と英語に対応すること

※ナレーションや英訳がある場合は受託者が行うこと。英訳については同種の映像制作に慣れたネイティブスピーカーの確認を受け、ナレーションは適切なネイティブスピーカーが担当すること。

#### ⑦映像の活用法

ア 国内・国外のMICE商談会での上映

イ Web（宇都宮観光コンベンション協会HP等）への掲載

ウ 国内・国外のメインターゲット（催事主催者等）へのDVD又はデータの送付

エ MICE開催中の大会で次回開催地（宇都宮）の紹介

### 3 業務執行上の留意点

- (1) 受注者は、構成、使用する素材及び撮影箇所を示したシナリオ等を制作し、(一社)宇都宮観光コンベンション協会と協議すること。
- (2) 具体的な内容や撮影計画等については、適宜(一社)宇都宮観光コンベンション協会と協議の上進めること。
- (3) 事業開始前には事業全体の進め方等を(一社)宇都宮観光コンベンション協会と共有し、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 映像を制作するための専用機材や映像技術を十分に活用し、映像クリエイター、音響等を工夫すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身で行うこと。
- (5) 撮影を行う際は、周辺の住民や施設管理者等へ十分に説明を行い、撮影や動画データ等の公開について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。また、プライバシー、安全確保に最大限配慮すること。
- (6) Web((一社)宇都宮観光コンベンション協会 HP 等)での動画配信を行うことを前提とし、出演者、協力者等の肖像権及び音楽等の著作権に係る調整を行い、受託者の責任において権利関係を処理しておくこと。
- (7) 第三者(受託者以外のもの)が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (8) 既存データを利用する際には、利用する事業者十分に説明を行い、データの公開、(一社)宇都宮観光コンベンション協会による二次利用について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意し業務にあたること。

#### 4 成果品及び納期

##### (1) 成果品

プロモーション動画

ア 動画データを収録した Blu-ray ディスク及び DVD ディスク：各1枚

イ 委託業務により撮影した主な映像素材を記録した DVD ディスク：1枚

ウ 動画データを編集・加工等したデータを記録した DVD ディスク：1枚

##### (2) 納品方法

(一社)宇都宮観光コンベンション協会と協議の上決定すること。

##### (3) 納品場所

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会

##### (4) 納期

令和5年3月31日(金)(予定)

##### (5) 検査場所

(一社)宇都宮観光コンベンション協会にて別途指定する。

## 5 その他

- (1) 制作した映像に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて（一社）宇都宮観光コンベンション協会に帰属する。また、（一社）宇都宮観光コンベンション協会は成果品を二次利用できるものとする。
- (2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、それを提案することを妨げない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて（一社）宇都宮観光コンベンション協会と協議するものとする。
- (5) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

以上